

1 規則改正（平成31年4月1日施行）の主な内容

◆建築物編 車いす使用者対応観覧席・客席等からのサイトライン（※）の配慮を整備基準に追加（遵守、努力 共通）

（建築物における「観覧席・客席」、公園における「野外劇場・野外音楽堂」）

※サイトライン(可視線):劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点(舞台や競技場)を見ることのできる視野の限界線

2 規則改正（令和元年9月1日施行）の主な内容

◆建築物編

(1)宿泊施設

床面積の合計が1000平方メートル以上のホテル又は旅館を建築（新築、増築、改築、用途変更等）する場合について、以下の基準を適用する。

車いす使用者用客室（BF法施行令改正に伴う改正）

- 客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室の設置基準について、1室以上から客室総数の1%以上とする

一般客室（BF条例改正に伴う改正）

- 車いす使用者用客室以外の全ての一般客室及びそこまでの経路について新たな基準を設ける
 - (1)客室までの経路に段差を設けない
 - (2)客室の出入口幅80cm以上
 - (3)客室内の便所及び浴室の出入口幅70cm以上（努力基準については、出入口幅75cm以上）
 - (4)客室内に段差を設けない

◆公共交通施設編

(1)移動等円滑化経路（国の省令改正に伴う改正）

- 移動等円滑化経路の最短化・複数化
- 乗り換え経路の最短化・複数化

(2)エレベーター（国の省令改正に伴う改正）

- 籠の幅や奥行は、高齢者、障害者等の利用状況を考慮して定める

エレベーターの籠及び昇降路寸法 [JIS A4301] 抜粋

最大定員 [人]	籠の内法 幅[cm]	籠の内法 奥行き[cm]
11	140	135
13	160	135
15	160	150
17	180	150
	200	135
20	180	170
	200	150
24	200	175
	215	160

必要に応じて、適切な大きさを選定する。